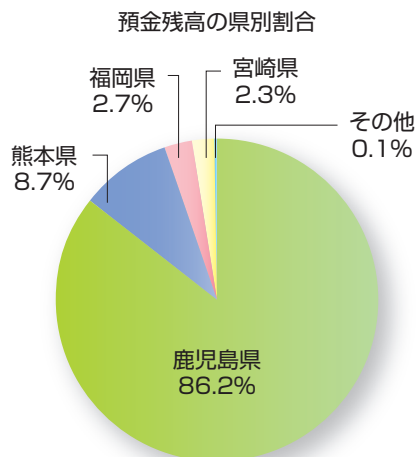
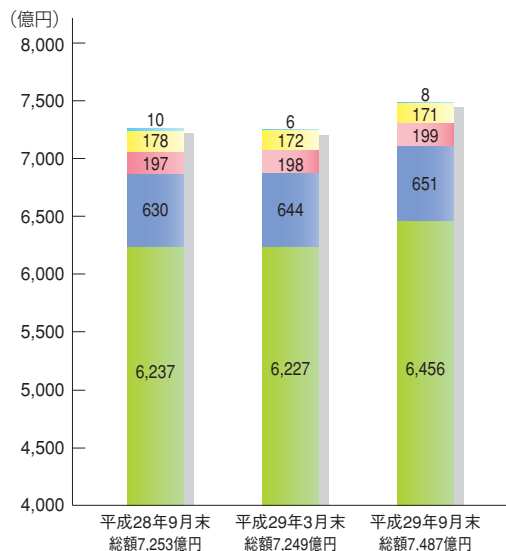


# 平成29年9月期業績ハイライト(単体)

## ● 預 金

預金(期末残高)は、各種キャンペーンの展開などによる個人預金等の増加により、平成29年3月末に比べ、238億円増加して7,487億円となりました。

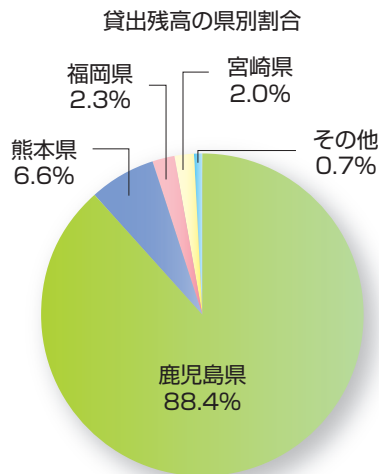
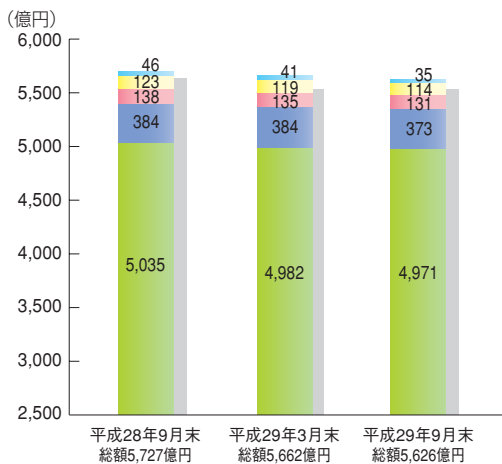
● 預金残高の推移 ● 鹿児島県 ● 熊本県 ● 福岡県 ● 宮崎県 ● その他



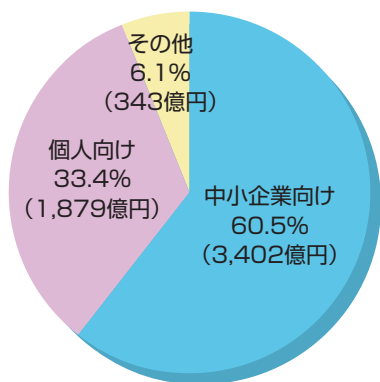
## ● 貸 出 金

貸出金(期末残高)は、法人や個人のお客様の資金ニーズに積極的にお応えしましたが、資金需要の減少などにより、平成29年3月末に比べ、36億円減少して5,626億円となりました。

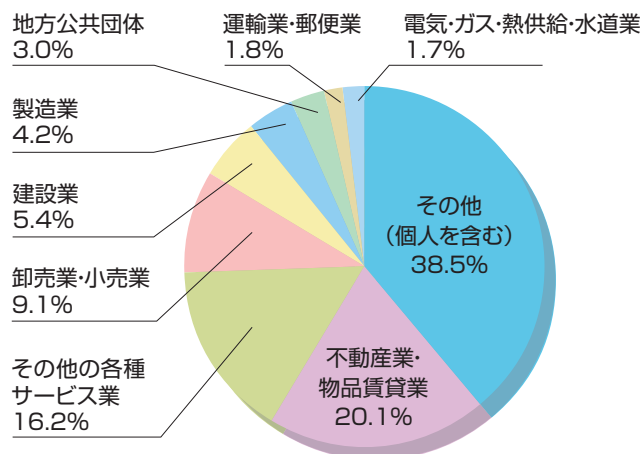
● 貸出金残高の推移 ● 鹿児島県 ● 熊本県 ● 福岡県 ● 宮崎県 ● その他



## ● 中小企業・個人向け貸出の状況



## ● 貸出残高の業種別比率



# 平成29年9月期業績ハイライト(単体)

## ● 損益の状況

コア業務純益は、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や、投資信託等の金融商品販売手数料の減少及び経費の増加などにより、前年同期比5億2百万円減少し、14億69百万円となりました。

経常利益については、前年同期比2億71百万円減少し、16億10百万円となりました。

また、中間純利益についても前年同期比2億42百万円減少し、10億91百万円となりました。

### 用語解説

#### ● コア業務純益とは?

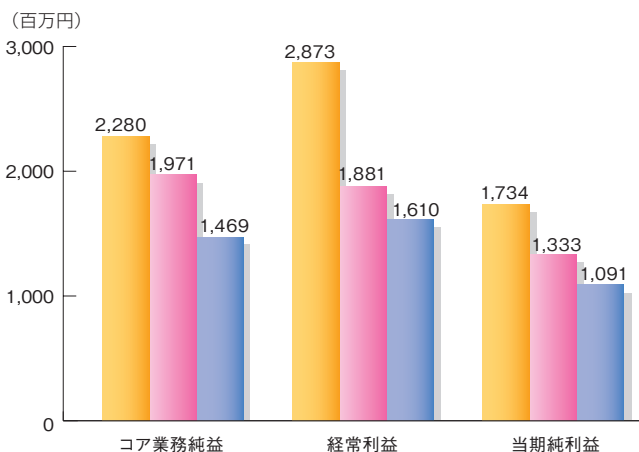
銀行の基礎的な収益力を示す指標で「業務粗利益」から「国債等債券の売買損益」を控除し「経費(人件費・物件費・税金)」を差し引いたもので、銀行本来業務から得られる利益を示したものです。

#### ● 経常利益と当期純利益とは?

経常利益は銀行の営業活動によって通常発生する収益(経常収益)から費用(経常費用)を差し引いたもので、毎年生じる通常の利益を表します。この経常利益に、その年に特別に発生した利益と損失(特別利益、特別損失)と税金を加減したものが最終的な利益の当期純利益となります。

### ● 損益の推移

■ 平成27年9月期 ■ 平成28年9月期 ■ 平成29年9月期

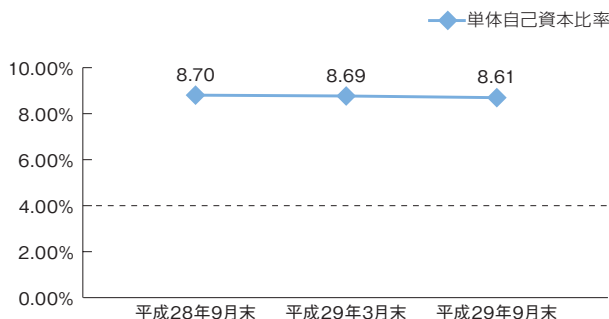


## ● 自己資本比率

自己資本比率は貸出金や有価証券などの総資産(リスク・アセット)に対する自己資本(資本金内部留保など)の割合を示すもので、銀行の健全性や安全性をみるうえで重要な指標となっております。

平成29年9月末の自己資本比率は、平成29年3月末に比べ0.08%低下し8.61%となりました。

なお、国内で業務を行う銀行の基準である4%を大きく上回っております。

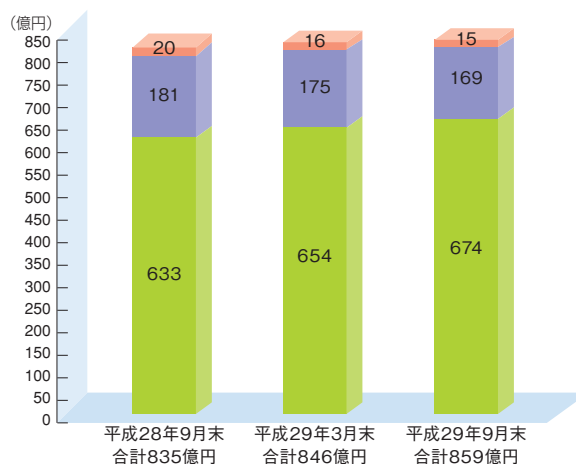


## ● 預り資産残高

預り資産は、個人年金保険等が増加したことから、平成29年3月末に比べて12億円増加の859億円となりました。

### ● 預り資産残高推移

■ 個人年金保険等 ■ 投資信託 ■ 国債

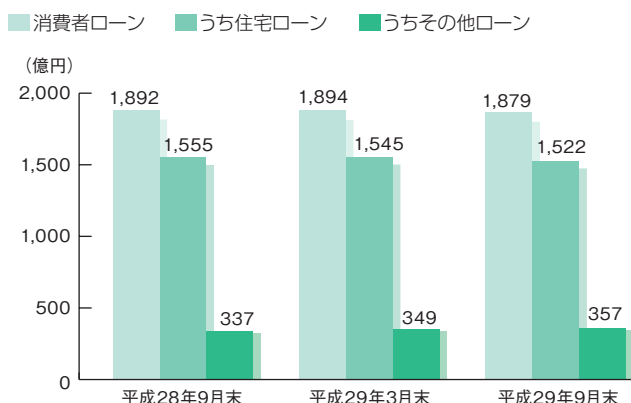


# 平成29年9月期業績ハイライト(単体)

## ● 個人向け貸出の状況

個人向け貸出残高については、平成29年3月末に比べて、15億円の減少となりました。

個人向け貸出のうち、住宅ローンにつきましては、平成29年3月末に比べて23億円の減少、その他ローン(目的型ローン・フリーローン他)につきましては、8億円の増加となりました。



## ● 不良債権の状況

金融再生法の開示基準による不良債権は351億円で、総与信に対する比率は6.19%となりました。

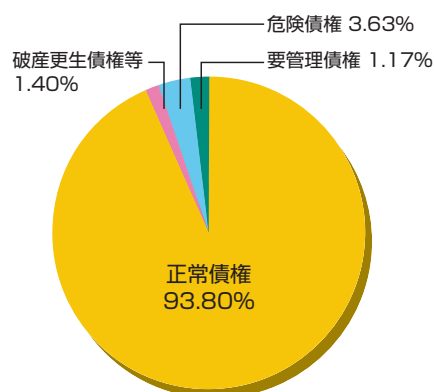
平成29年9月末の開示債権額のうち79.97%については、担保・保証や貸倒引当金で十分な保全を行っております。なお、部分直接償却を実施した場合の開示債権比率は5.59%となります。

## ● 金融機能再生法に基づく開示債権

(単位:億円)

	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末
金融再生法開示債権	348	355	351
破産更生債権等	64	78	79
危険債権	213	210	205
要管理債権	69	66	66
正常債権	5,429	5,356	5,324
総与信額	5,777	5,711	5,676
開示債権比率	6.02%	6.21%	6.19%
保全率	79.05%	81.03%	79.97%

## ● 平成29年9月末の状況



## ● 不良債権に対する備え

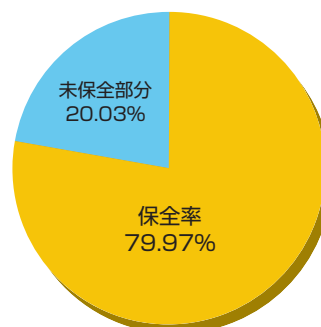
平成29年9月末の開示債権額のうち79.97%については、担保・保証や貸倒引当金で十分な保全を行っております。

## ● 保全状況

(単位:%)

	平成29年9月末
保全率	79.97
未保全部分	20.03

## ● 平成29年9月末保全状況



<金融機能再生法上の区分概要>

- ①(破産更生債権及びこれらに準ずる債権):破産、会社更生等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
- ②(危険債権):お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。
- ③(要管理債権):3ヵ月以上延滞している貸出金及び貸出条件を緩和している債権のことです。